

## 監事選考規程運用細則

監事選考委員会は、監事選考規程（以下、「規程」という。）第 12 条の規定に基づき、監事選考規程運用細則を次のように定める。

（事務局）

第 1 条 監事選考委員会の事務局は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会本部事務局総務課内に置くこととする。

（監事候補者として推薦を受けようとする者の届出書及び経歴書の様式）

第 2 条 規程第 10 条第 1 項の規定に基づき監事候補者として推薦を受けようとする者（以下、「候補者」という。）が、監事選考委員会（以下、「委員会」という。）に対して提出すべき届出書及び経歴書の様式は、別記様式第 1 及び第 2 のとおりとする。

2 候補者は、前項の届出書及び経歴書に加え、欠格事由に該当しない旨の届出として、別記様式第 4 を委員会に提出しなければならない。

（候補者辞退届出書の様式）

第 3 条 候補者たることを辞退しようとする者の提出すべき候補者辞退届出書の様式は、別記様式第 3 のとおりとする。

（公 示）

第 4 条 規程第 10 条第 3 項の規定に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 候補者届出の受付期間
- (2) その他必要な事項

（選考に関する届出等の時期）

第 5 条 規程又はこの運用細則の規定に基づき監事選考委員会に対して行う各種の届出、申立その他の行為は、午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。また、土曜日、日曜日及び国民の祝日その他一般の休日にこれを行なうことはできない。

（選考基準）

第 6 条 監事として推薦する者の選考基準については、別に定める。

### 附 則

この細則は、平成 25 年 1 月 15 日からこれを施行する。

別記様式第 1～4（略）